

岩手県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画下水道事業大槌町公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成5年岩手県告示第171号、平成9年岩手県告示第992号、平成13年岩手県告示第235号、平成18年岩手県告示第463号及び平成22年岩手県告示第702号の事業地のうち、上閉伊郡大槌町小槌第27地割字花輪田地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成5年2月19日から平成31年3月31日まで